

令和八年 藤崎町議会 予算特別委員会会議録（第二号）

---

令和八年三月十七日（火曜日）

---

出席委員（十一名）

副委員長	五十嵐	忍			
委員	相坂	清志		栩内	伸治
	千葉	孝蔵		石澤	貴幸
	阿部	祐己		奈良岡	文英
	小野	稔		相馬	勝治
	浅利	直志		奈良	完治

---

欠席委員（一名）

委員長 三上道人

---

説明のため出席した者

町長部局

町長職務代理者副町長	三上孝之
総務課長選管事務局長併任	葛西昭仁

財 政 課 長  
経 営 戦 略 課 長  
税 務 課 長  
住 民 課 長  
福 祉 課 長  
農政課長農委事務局長併任  
建 設 課 長  
上 下 水 道 課 長  
会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長  
監 査 委 員  
選 管 委 員 長  
農 業 委 員 会 会 長  
教 育 長  
学 務 課 長 補 佐  
生 涯 学 習 課 長  
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長

石 澤 岩 博  
三 浦 良 彦  
桂 航 一 郎  
境 輝 幸  
佐々木 涉  
舘 田 康 彦  
鳴 海 浩 司  
佐 藤 康 文  
佐々木 克 尚  
福 士 竹 志  
加 福 孝 二  
安 原 義 太 郎  
小 山 内 宏 太  
成 田 康 治  
石 井 孝  
久 保 田 育 子

---

事務局職員出席者

事 務 局 長

木 村 宣 文

係 長 大 崎 光 喜

---

審 査 日 程

- 第 二 議案第十六号 令和八年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案  
第 三 議案第十七号 令和八年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案  
第 四 議案第十八号 令和八年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案  
第 五 議案第十九号 令和八年度藤崎町水道事業会計予算案  
第 六 議案第二十号 令和八年度藤崎町下水道事業会計予算案
- 

本日の会議に付した事件

審査日程のとおり

○副委員長（五十嵐 忍君）

おはようございます。

本日も三上委員長が欠席されますので、代わって私が進行させていただきます。

報告事項がありますので、事務局から報告させます。事務局長。

○事務局長（木村宣文君）

五番三上道人委員長から、所用のため欠席する旨の届出がありましたのでご報告いたします。

また、説明員として出席を予定しておりました教育委員会木村学務課長から、所用のため欠席する旨の届出がありましたので、成田学務課長補佐が代わって出席することをご報告いたします。

以上です。

○副委員長（五十嵐 忍君）

ただいまの出席委員数は十一名です。定足数に達しておりますので、ただいまから予算特別委員会を開会します。

各会計について、歳入歳出を一括で審査いたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

審査日程に従い、議案第十六号令和八年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案を議題とします。

歳入歳出予算の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（境 輝幸君）

おはようございます。

それでは、議案第十六号令和八年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案につきまして、その概要を説明

いたします。

予算書の百四十三ページをお開きください。

第一条の予算総額は、歳入歳出それぞれ十七億四千四百万円を計上し、前年度比二千二百万円、一・二%の減となるものであります。

それでは、予算の主な内容について説明いたします。

百五十三ページをお開きください。

歳入について説明いたします。

第一款国民健康保険税につきましても、被保険者の所得増加の影響などを見込み、前年度比千三百二十八万三千円、三・九%増の総額三億五千三百四十六万九千円を計上したものであります。

次ページをお開きください。

第四款第一項県負担金第一目保険給付費等交付金につきましても、おおむね歳出予算の保険給付費の特定財源となるものであり十一億九千六十四万四千円を計上し、前年度比千三十八万二千元、〇・九%の減。

第二項県補助金第一目保険給付費等交付金につきましても、国保制度の安定的な運営を図るための各種取組に応じ交付されるもので四千八百七万二千元を計上し、前年度比百八十六万四千元、三・七%の減となっております。

百五十五ページに移りまして、第六款第一項第一目の一般会計繰入金第一節保険基盤安定繰入金は、保険税の軽減に対する公費負担分として九千二百九十五万八千円、第二節職員給与費等繰入金は、職員の給与費及び事務費で四千十五万四千円、第三節財政安定化支援事業繰入金は、町に対し交付される地方交付税のうち、国保財政の安定化を図るために算入されるもので千四百九十六万七千円、第四節未就学児均等割保険税繰入金は、子育て世帯の負担軽減を目的に、未就学児がいる世帯に対する公費負担分として六十二万六千円、第五節産前産後期間保険税軽減措置繰入金は、出産前

後の四か月間における均等割額と所得割額の保険税を軽減するもので、公費負担分として十一万七千円をそれぞれ見込み、一般会計からの繰入金総額としましては一億四千八百八十二万二千円を計上したものであります。

続きまして、歳出について説明いたします。

百六十一ページをお開きください。

第一款第一項第一目の一般管理費は、職員の人件費のほか業務委託料等の物件費が主なものであり三千八百四十五万九千円を計上したものであります。

百六十三ページをお開きください。

第二款保険給付費の主なものとして、第一項第一目一般被保険者療養給付費は、前年度における給付実績等を勘案し、十億三百四十万千円を計上したものであります。

百六十四ページをお開きください。

同款第二項第一目の一般被保険者高額療養費は、前年度における給付実績等を勘案し、一億七千七十万千円を計上したものであり、第二款保険給付費の総額は前年度比千四百八十万九千円、一・二%減の十一億九千七十八万八千円となるものであります。

百六十六ページをお開きください。

第三款国民健康保険事業費納付金につきましては、財政運営主体である県が給付実績等を勘案し、市町村ごとの納付金額を算定しているもので、町の国保が納付する金額であります。事業費納付金の各項目ごとの内訳につきましては、第一項医療給付費分として二億九千八百二十一万二千円、第二項後期高齢者支援金等分として一億千七百十三万九千円、第三項介護納付金分として五千百十四万九千円。

次ページの第四項に、令和八年度より新設されました子ども・子育て支援納付金分として九百九十八万三千円をそれ

ぞれ計上し、納付金の総額は、前年度比二百五十二万五千円、〇・五％減の四億七千六百四十八万三千円となるものがあります。

百六十七ページをお開きください。

第五款保健事業費第一項特定健康診査等事業費は、特定健診業務に係る業務委託料などの物件費が主なもので千七百二十万円を計上したものであり、第二項保健事業費は特定健診受診者に対する保健指導や、予防対策を推進するための人件費及び物件費が主なもので千二百一万八千円を計上したものであります。

令和八年度国民健康保険事業勘定特別会計予算案の概要に係る説明は以上であります。

○副委員長（五十嵐 忍君）

歳入歳出予算の説明が終わりました。

これから、歳入歳出全般について質疑を行います。質疑者はページ数を読み上げてから質疑願います。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数は百六十八ページの疾病予防費、その中の委託料のデータヘルス計画中間評価支援業務委託というふうになっておるんですけども、そもそもこのデータヘルス計画というのはどういうものなんでしょうか。

○副委員長（五十嵐 忍君）

住民課長。

○住民課長（境 輝幸君）

お答えいたします。

データヘルス計画というものの概要です。計画期間が令和六年度から十一年度までの六年間、対象者は国保の被保険者、対象疾病は脳疾患血管、虚血性心疾患、糖尿病性腎症です。これらの疾病に対する指標なり、効果的な保健事業を展

開するための計画であります。

中間評価ということで、中間年度である令和八年度に専門業者さんをお願いいたしまして、評価ツールソフトウェアの導入と、各自治体の状況に合わせた研修形式のサポート、面談などをお願いする、委託するものとなっております。

以上です。

○副委員長（五十嵐 忍君）

浅利委員。

○浅利直志委員

このデータヘルス計画という一番大規模にやっているのは弘前地区といたしますか、そういうふうなものと似たようなミニサイズのことをやる計画なのかなというふう思うんです。課長の説明で、脳疾患だとか、あるいはその他の何種類かの慢性疾患といたしますかというのを対象にしたということなんですけれども、それはどういう基準で、そういう基準をどういうふうにして選抜してやっているというふうな業務内容になるんですか、委託内容になるんですか。

○副委員長（五十嵐 忍君）

住民課長。

○住民課長（境 輝幸君）

お答えします。

数値的なものをちょっと今、私はないんですけれども、特定健康診査、これで数値が基準を上回るというような将来、重篤な疾患が予想されるような方々を対象に、それを改善するためという内容であります。

以上です。

○副委員長（五十嵐 忍君）

浅利委員。

○浅利直志委員

参考といいますか、いわゆるデータで私ども、データというよりも保健師さんから聞いていることもあるんですけども、そうするとデータヘルス計画の対象というのは、何人ぐらいをデータベース化しているということなんですか。それとも、国民健康保険の健診を受けた人のほとんどが対象というふうな理解でよろしいんですか、その辺、どうでしょうか。

○副委員長（五十嵐 忍君）

住民課長。

○住民課長（境 輝幸君）

お答えいたします。

ここに持ってきているもので人数というものはないんですけども、令和四年度の基準の数値がありまして、例えば脳疾患であれば二・〇七%、心疾患であれば一・三八%、慢性腎不全四・二三%など、これらの被保数の割合が、対象となる割合がこのパーセンテージ、これを下げていくというような計画というふうになっております。

以上です。

○副委員長（五十嵐 忍君）

浅利委員。

○浅利直志委員

症状、病名といいますか、その辺を特定しているということは、元になるデータを基にして、やっているのかなというふうには思うんですけども、抽出の仕方と、それから今後のいわゆる中間報告といいますか、そういうものがあっ

たら、ぜひ議会にもお知らせ願いたいと思います。

次に、ページ数でいきますと百六十七ページでございます。

子ども・子育て支援納付金九百九十八万円ほどというふうになっておる納付金のほうが、結論的に言えば、私はいわゆるこれを納付させるということ、これをというのは子ども・子育て支援納付をさせるというのは、現在においても国保税というのは住民の負担感が強い。日本全体でも税金と保険税といいますか、国保健康保険税が平均的には四割以上も日本人が負担しているというようなことにさらに追い打ちをかけるようなことに結果的にはなりはしないかと思っ  
ているんです。といいますのは、たしかに、子供を出産時だとか、あるいは休業した後、出産して休業するときの支援制度、支援金というのはあるんですけれども、それは子供を産み育てやすくする人口減の対策といいますか、主には国の責任でやらなきゃならないことであるわけではないかと思っておるんですけれども、この子ども・子育て支援納付金というのは、これからいわゆる増えていく可能性があると思うんですけれども、現状は被保険者平均でいけば、月、年間どれぐらい負担するというふうになるのでしょうか。そのことについてお聞きいたします。

○副委員長（五十嵐 忍君）

住民課長。

○住民課長（境 輝幸君）

お答えいたします。

国保の保険のほうでは、一人当たり月二百五十円、後期高齢者二百円程度となっております。今後、賃上げやら、人件費アップで所得が上がれば、上がっていく可能性はあるというふうに考えております。

以上です。

○副委員長（五十嵐 忍君）

ほかに質疑。浅利委員。

○浅利直志委員

月二百五十円だとか二百円で全ての保険の負担を求めているというようなことで月二百円だにしても、二千四百円ぐらいになるということでしょう、年間ベースでいきますと、平均です、これは。それでそのことは置いておいて、もう一つ、ページ数は百六十四ページであります。よく聞こえるんだでばな、こういうふうに近づければ、見えないはんで下向いてたからまいねだでばな、余計なことでした。

百六十四ページの一般被保険者高額療養費制度についてであります。これは一億七千七十万円、この私も含めこの高額療養制度で医者にかかったときに大変助かったなど。保険税、保険料を納めてよかったなという思いたくさんしている実感している人もあると思うんですけれども、この高額療養制度、石破内閣のときにはゼロベースで現状維持の方向でいこうかというようなことでしたですけれども、その後、高市政権ができて、はっきり今年の八月から負担割合を制度の持続可能性のために引き上げるんだと、低所得者については下げるところもあるけれども、お聞きしたいのは、藤崎町の高額療養費の対象者というのは、これは予算ですのであれですけれども、昨年度、または一昨年度でもよろしいので、実態的にはどういうものがある、どれぐらいの件数があるのでしょうか。

そして、私の知っている人でも、大学病院に行って脳神経のほうやったら五、六百万かかったじゃというような知り合いもいましたですけれども、高い高額療養費でも、どれぐらいのものがあつたものでしょうか。その辺分かっていることがありましたらお知らせ願いたいと思います。

○副委員長（五十嵐 忍君）

住民課長。

○住民課長（境 輝幸君）

お答えいたします。

まず、対象者ということでありましたけれども、これレセプト月単位となっておりまして、一件が月一件というカウントで言いますと、高額療養費に該当したケース、給付したのが二千二百五十件、あとは前年度です。より高額な医療ということと言いますと、六年度のレセプトの高額なものは心疾患で平均で一件当たり百七十五万円程度となっていて、そこが一番高いというふうになっております。

以上です。

○副委員長（五十嵐 忍君）

浅利委員。

○浅利直志委員

通告もしていなかったんですけれども、準備していただきましてありがとうございます。ありがとうを言わないようにしようということなんですけれども、高額療養費についてはそんなことなんですけれども、じゃあもう一点だけお聞きします。

これはページ数でいきますと百六十二ページです。

総務費の負担金補助及び交付金の市町村総合事務組合負担金二百五万円ほど、滞納整理、その下に地方税共同機構負担金七万三千元という、滞納整理組合というのはちょっと聞いておるんですけれども、地方税共同機構負担金七万三千元なんですけれども、これはどういう滞納整理のための機関だとは思わんですけれども、地方税共同機構負担金というのは、いわゆる納付するその内容ですね、七万三千元なんですけれども、その七万三千元の内容をお知らせ願いたいと思います。

○副委員長（五十嵐 忍君）

住民課長。

○住民課長（境 輝幸君）

お答えいたします。

今現在、国保税、ほかの税もですが、QRコードによる決済できるようになっておりまして、これの総元締が地方税共同機構という団体でありまして、そこに利用するための負担金が七万三千円ということです。

以上です。

○副委員長（五十嵐 忍君）

浅利委員。

○浅利直志委員

何でもQRコードの時代になって、議員の出欠、行事への出欠もQRコードだというような状況、それから支払いも含めてですね、便利なものであることは事実なんですけれども。このQRコード、七万三千円というのも私は安いなど思っているんですけれども、年間ベースでQRコードで分かるというようなことで理解すればよろしいのでしょうか。

○副委員長（五十嵐 忍君）

住民課長。

○住民課長（境 輝幸君）

QRコードっていうのは、納付書一枚に一枚ずつ印字されているものになりまして、七万三千円というのはこのシステムを利用するための年間の負担金ということになります。

以上です。

○副委員長（五十嵐 忍君）

ほかに質疑はございませんか。（「なし」の声あり）ないので、これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（五十嵐 忍君）

異議がありますので、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。浅利委員。

○浅利直志委員

異議がありますので、令和八年度町の国民健康保険財政の総額、予算の総額は十七億四千四百万円であります。町民の健康と安心に役立つ予算であります。しかしながら以下の点で賛成できません。

一つは、歳入における子ども・子育て支援納付金制度の導入により約七百万円余の負担増であります。子ども・子育て支援の財源を現在でも重い負担となっている国保加入者被保険者に求めるのではなく、国家予算として国の子育て支援財源で対応すべきであるという理由からであります。

二つ目は、一億七千万円余計上されている前年比四百万円余の増加であります高額療養費の問題であります。医療の高度化や医薬品の高額化によって医療費の増大は避けて通れない状況ではあります。高額療養制度は、安心の医療体制のために不可欠であります。低所得者の軽減措置は講ぜられたと言われておりますが、対象者の約八割は負担増となり、がん患者などの経済的な問題もあり、継続治療を断念するようなことも懸念されているところでございます。

よって、高額療養費負担増の中止を国に求めるべきだということから賛成できません。以上の理由から反対です。

○副委員長（五十嵐 忍君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。棚内委員。

○棚内伸治委員

私は、令和八年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案に賛成するものであります。

今回の国保特別会計予算につきましては、法改正に対応するため新設された子ども・子育て支援納付金を計上するほか、必要な財源である保険税については、子育て世代や低所得者層に配慮したものとなっております。

また、医療に対する保険給付である療養給付費や高額療養費のほか、特定健診及び保健指導、重症化予防のための施策の充実を図り、医療費の削減とともに、被保険者の健康寿命の延伸を図るための内容となっております。負担の公平性の確保や医療費の適正化を図りながら、町民の健康保持に大きく貢献する事業を推進するものであることから、本予算案に賛成するものであります。

○副委員長（五十嵐 忍君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副委員長（五十嵐 忍君）

起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決すべきものといたしました。

次に、議案第十七号令和八年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案を議題といたします。

歳入歳出予算の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（境 輝幸君）

それでは、議案第十七号令和八年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案につきましてその概要を説明いたします。  
予算書の百八十三ページをお開きください。

第一条の予算総額は、歳入歳出それぞれ二億四千五百五十万円を計上し、前年度比三千七百五十万円、一八・四％の増となるものであります。

それでは、予算の主な内容について説明いたします。百九十三ページをお開きください。  
歳入について説明いたします。

第一款第一項後期高齢者医療保険料は第一目特別徴収保険料と第二目普通徴収保険料を合わせまして一億五千四百四十六万二千円を計上するものであり、被保険者数の増などの影響を見込み、前年度比二千七百二十八万九千円、二一・五％の増となったものであります。

後期高齢者医療制度では、高齢者の医療費を公費で約五割、若い世代からの支援金で約四割、高齢者の保険料約一割で負担するというルールにより運営されているものであります。

第三款繰入金第一項第一目の事務費繰入金は、事務担当職員の給与費及び物件費に係る繰入金分と広域連合事務費繰入金分であり、事務費繰入金の総額は千八百三十二万円を計上するものであります。

第二目保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減に対する公費負担分として、一般会計から繰入れするもので六千七百八十万二千円を計上したものであり、一般会計からの繰入金総額は、前年度比千十一万七千円、一三・三％増の八千六百十二万二千円を計上したものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。  
百九十七ページをお開きください。

第一款総務費第一項第一目の一般管理費は、人件費のほか、通信運搬費等の物件費が主なもので八百三十二万九千円

を計上したものであります。

次のページをお開きください。

第二款後期高齢者医療広域連合負担金は、町で収納した保険料及び低所得者に対する保険料軽減額の公費負担分である保険基盤安定負担金を、広域連合へ納付する保険料等負担金が二億二千二百二十六万六千円、広域連合共通経費の町負担分である広域連合事務費負担金が九百十五万二千元、負担金総額は前年度比三千七百三十八万五千元、一九・三%増の二億三千百四十一万八千元を計上したものであります。

令和八年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案の概要に係る説明は以上であります。

○副委員長（五十嵐 忍君）

歳入歳出予算の説明が終わりました。

これから歳入歳出全般について質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（五十嵐 忍君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第十八号令和八年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案を議題とします。

歳入歳出予算の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（佐々木 渉君）

それでは、議案第十八号令和八年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案の概要について説明いたします。

予算書は二百十一ページをご覧ください。

第一条令和八年度の予算総額は歳入歳出それぞれ十八億四千二百万円と定めるものであります。

次に、二百十七ページをご覧ください。

前年度との比較としまして千万円、〇・五%の増としたものであります。

それでは、予算の内容、主な内容について説明いたしますので二百二十一ページをご覧ください。

まず、歳入について、第一款保険料につきましては、前年度対比八百九万三千円増の三億四千三百二十六万三千円を計上したものであります。

令和八年度は三か年計画である第九期介護保険事業計画の最終三年度目に当たります、保険料の基準額についての変更はございません。

第九期では、保険料段階は九段階から十三段階となっており、高所得者には相応の負担と低所得者にはさらなる負担軽減を図り、また、これまでの消費増税に係る軽減措置も継続しており、それを加味したものであります。

続いて、第三款国庫支出金第一項第一目の介護給付費負担金は、保険給付費に対する国負担分で三億八百十七万千円を計上し、次のページです。二百二十二ページをご覧ください。

第二項の第一目調整交付金一億三千四百八十七万九千円は、高齢者や低所得者の割合に応じて国から交付されるものであり、約百八十三万円増で、国全体の調整において交付なるものでございます。

その下、第二目と第三目は、保険給付費以外の地域支援事業費に対する国の補助金で、合わせて千百八十八万八千円を計上したものであり、前年度とほぼ同額であります。

その下、第四目の保険者機能強化推進交付金と、第五目の介護保険保険者努力支援交付金は、市町村の介護予防などの取組状況を国が評価して交付されるものであります。

第四款こちらは二号被保険者である四十歳から六十四歳までの方の保険料分である社会保険支払基金から交付されるもので、次のページ、二百二十三ページ、第五款の県支出金は、それぞれ公費負担ルールに基づいて介護給付費に対して交付される分でございます。

次に、二百二十四ページをご覧ください。

第七款繰入金の第一項一般会計繰入金は、上から介護給付費繰入金、こちらは介護給付費の町負担分、次に、その他一般会計繰入金は、職員の人件費等分、次に、低所得者保険料軽減繰入金は、保険料軽減に対する国県町の助成分であり、その下二つにつきましては、地域支援事業における町負担分の繰入れとなるものでございます。

第二項基金繰入金は、介護保険財政調整基金から繰り入れるもので、保険給付費増に伴う財源不足の場合補填するなどの理由から五百万円を計上してございます。

二百二十五ページに移りまして、一番下の第九款第三項第一目の後期高齢者医療広域連合受託事業収入は、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に取り組むための事業として、県後期高齢者医療広域連合から受託して実施するための費用分の収入でございます。

次に、歳出について説明申し上げますので、二百二十九ページをご覧ください。

第一款第一項の第一目一般管理費は、職員の人件費が主なもので、また、地域介護保険事業計画策定に係る業務委託料を計上したことなどから、五百十五万七千円増の四千七百九十八万三千円を計上してございます。

二百三十ページをご覧ください。

第二目の後期高齢者医療広域連合受託事業費は、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に取り組むための事業費で、会計年度任用職員一名分の人件費と訪問に使用する車借上料などを計上したものでございます。

二百三十一ページをご覧ください。

第二項の徴収費は、保険料徴収事務にかかる費用、その下、第三項の介護認定審査会費は、要介護認定に係る費用をそれぞれ計上したものでございます。

介護認定審査会費は、令和七年度に介護認定調査業務に係るタブレットを購入し、訪問調査アプリや、進捗管理ツールを導入しております。令和八年度からは導入したアプリの保守業務委託料、また、ソフトウェアのライセンス使用料が見込まれるものであります。

二百三十三ページをご覧ください。

第二款保険給付費の第一項介護サービス等諸費は、要介護認定を受けた方々が利用する施設や在宅でのサービスに係る費用であり、第九期介護保険事業計画の計画数値や、令和六年度の実績及び令和七年度の実績見込額を基に、前年度からは増額して、合計欄の十五億七千八百十万円を計上したものでございます。

二百三十五ページをご覧ください。

第三款地域支援事業費の第一項介護予防生活支援サービス事業費は、介護予防給付から、町が主体となって行う総合事業に移行した訪問型サービスや通所型サービスなどの費用で、合計欄の四千三百三十二万五千円を計上したものでございます。

その下、第二項一般介護予防事業費は、全ての高齢者を対象とした運動機能向上や、閉じ籠り、うつ予防の介護予防事業における町スポーツ協会や文化協会への委託が主なものでございますが、令和六年度からは、一般会計で重層的支援体制整備事業を実施することになり、これまでの地域サロン運営や脳トレ教室の活動支援に係る補助金とその関連費用を一般会計に組み替えておりますので、次のページとなります合計欄にあります、前年度とほぼ同額の四百五十三万七千円を計上したところでございます。

その下、第三項包括的支援事業任意事業費は、高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた町で尊厳ある暮らしがで

きるよう、住まい、医療、予防、生活支援を一体的に提供するための予算項目で、第一目任意事業費では、主なものとして、成年後見制度利用に係る報酬等の支援助成費を計上しており、その下、順に第二目の在宅医療介護連携推進事業費、第三目の認知症総合支援事業費、次のページに参りまして、第四目の地域ケア会議推進事業費は、主に町社会福祉協議会への事業委託費として計上しており、第三項合計は五百八十一万円を計上したものであります。

二百三十八ページに参りまして、中ほど、第五款第三項第一目一般会計繰出金の説明欄において、上から四つ目の一般会計、介護予防日常生活支援総合事業繰出金と、その下、一般会計、介護予防日常生活支援総合事業以外繰出金につきまして、これは介護保険特別会計での収入となります介護保険料や支払基金交付金の一部を重層的支援体制整備事業の財源として一般会計に繰り出すものであり、また一番下の一般会計保険者機能強化推進繰出金は、国の保険者機能強化推進交付金相当を高齢者の地域課題解決に向けたタクシー利用助成制度事業に財源として、一般会計に繰り出すものでございます。

令和八年度介護保険（事業勘定）特別予算案の概要に係る説明は以上であります。

○副委員長（五十嵐 忍君）

歳入歳出予算の説明が終わりました。

これから歳入歳出全般について質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数は二百三十六ページの三款の地域支援事業の十九節成年後見制度利用支援助成費二百六十四万円ほど見込んでいるんですけども、実際これは何人分を見込んでの二百六十四万円ほどなのかということと、そもそも成年後見制度の利用というのは、現状といたしますか、昨年度あたりはどれぐらいの実績といたしますか、実態といたしますか、そういうのがあったんでしょうか。この予算の内訳とその後見制度の内容、様々見直しも現在行われているというようなこと

なんですけれども、内容について説明していただきたい。

○副委員長（五十嵐 忍君）

福祉課長。

○福祉課長（佐々木 渉君）

お答えいたします。

成年後見利用制度のまず概要につきましては、認知症や知的及び精神などの判断能力が不十分であるとした医師の診断を受けた方に対して、悪徳商法や経済的虐待、財産保護の観点で、法律的に保護し支える制度でございます。家庭裁判所の判断で後見人、補佐、補助等、本人の状態に合わせて、その支援員が決まる内容になってございます。

人数といたしましては、予算上では十一人分の報酬を見込んだものになってございます。

以上です。

○副委員長（五十嵐 忍君）

ほかに質疑はございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

今の後見人の制度の利用といいますか、それは主に社協さんといいますか、そういうルートといいますか、そういうところに行って相談するというようなこと、あるいはまた、役場の担当者が直接受け入れて、家庭裁判所などを通じて、こういう段取りでやる必要があるんですよと。認知症が大分進んでいるみたいですからというようなことで、その入り口の段階の相談といいますか、それは大体どのような藤崎町の場合は現状になっているのでしょうか。

○副委員長（五十嵐 忍君）

福祉課長。

○福祉課長（佐々木 渉君）

お答えします。

相談の窓口といたしましては、町、社協及び包括支援センター、また、県社協など様々でございます。そういったところからの相談に基づき支援するご親族等がない、そういった場合になった際に、改めて関係者で協議いたしまして、成年後見の対象になるかどうかをまず判定いたします。その後に、今度、親族調査等も行いまして、血縁者がいないかどうかも調査いたします。その後、そういう方々がいらっしゃらなく成年後見制度に該当するであろうという方につきましては、今度医療を通じて、認知症の状況ですとか、そういった方の医師の判断も必要になってきます。最終的には、そういったものを総合的に今では弘前圏域の受任助成会議という、そちらのほうに諮らせていただいて、そういった方が支援として適切なのか、例えば弁護士なのか、社会福祉士なのか、そういった資格のある方の中からふさわしい方を選んでいただき、最終的には家庭裁判所のほうに申し出るという流れになってきます。

以上です。

○副委員長（五十嵐 忍君）

浅利委員。

○浅利直志委員

理解は深めさせていただきました。

それで、別の質問なんですけれども、ページ数は二百三十一ページです。総務費、先ほど課長から説明もされておったんですけれども、認定調査等について、その中で、介護認定業務効率化アプリ保守業務として百十六万円ほど、いわゆる保健師さんだとか、あるいはまたケースワーカーという判定員に、訪問時のアプリだと思うんですけれども、昨年度は導入したときも三百六十万円ほどかかっていたんですけれども、このアプリを持続して使っていくと便利だしとい

うことだと思えるんですけども、毎年百万円ぐらいの維持管理費というか、保守業務費というのはかかっていくものなんでしょうか。ちょっと高めなど、そんな感じもするんですけども。その辺の保守業務、このアプリの保守業務の毎年、百万円ぐらいかかっていくものなのかどうかということについてはどうでしょうか。

○副委員長（五十嵐 忍君）

福祉課長。

○福祉課長（佐々木 渉君）

お答えいたします。

こちらの委託料の内容につきましては、伴走支援として、委託業者が役場のほうに出向いて、相談と解決をするという分も含まれております。職員が習熟して慣れていった際には、そういった伴走支援というのは必要なくなると考えておりますので、その都度、予算の査定においては支援が必要かどうかを見直していきたいと考えております。

以上です。

○副委員長（五十嵐 忍君）

浅利委員。

○浅利直志委員

この伴走支援というのはアプリそのものの入力だとかそういうようなことの伴走支援というか、ということなんですか、その辺どうでしょう。

○副委員長（五十嵐 忍君）

福祉課長。

○福祉課長（佐々木 渉君）

お答えします。

議員おっしゃるとおり、アプリの操作における助言指導という形ですので、習熟すれば、それは減っていくものという解釈でおります。

以上です。

○副委員長（五十嵐 忍君）

ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（五十嵐 忍君）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開時刻は午前十一時十分とします。

休 憩 午前十時五十八分

---

再 開 午前十一時十一分

○副委員長（五十嵐 忍君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第十九号令和八年度藤崎町水道事業会計予算案を議題とします。

収入支出予算の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤康文君）

それでは、議案第十九号令和八年度藤崎町水道事業会計予算案の概要について説明させていただきます。

予算書の二百五十七ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出の収入についてであります。

第一款水道事業収益は三億六千九百四万五千円を計上しました。

第一項営業収益は三億五千九百四十万六千円で、主なものは、水道料金とメーター使用料からなる第一目給水収益で三億五千八百四十二万円であります。

次に、第二項営業外収益は九百三万八千円であり、主なものは、第三目長期前受金戻入八百四十万円で、これは令和八年度減価償却費に係る補助金相当額を収益化するものであります。

次に、支出についてであります。

二百五十八ページをお開きください。

第一款水道事業費用は三億六千九百四万五千円を計上しました。

第一項営業費用は二億九千九百五万円、第一目浄配水費一億八千二百九十一万円のうち、主なものは第六節修繕費の三千四万三千円で、水道メーターの取替工事費が七百八十四万三千円、交換用メーター修繕費が四百七十一万二千元であります。第九節の受水費一億三千五百八十一万円は、津軽広域水道企業団からの水道水購入費用であります。

第三目総係費は五千六百二十万六千円を計上しました。第一節給料から二百五十九ページの第六節法定福利費引当金繰入額までは人件費であります。第十二節の委託料は千百四十九万九千円であり、主なものは、水道メーター検針業務委託料五百七十四万九千円であります。

二百六十ページをお開きください。

第四目減価償却費は五千九百九十三万千円を計上しました。減価償却費は、固定資産の減価減耗分の費用化ですが、

実際は現金支出を伴わない費用であり、資本的収支の不足額の充当財源である内部留保資金となるものであります。

第二項営業外費用は二千四十三万七千円で、その主なものは、第二節消費税及び地方消費税納付金の千七百万円であります。

次に、資本的収入及び支出について説明いたします。

二百六十二ページをお開きください。

まず、収入についてであります。

第一款資本的収入第一項第一目他会計負担金は、一般会計からの消火栓更新工事費負担金五百二十万円であります。

次に、支出についてであります。

第一款資本的支出は七千二百九十一万八千円を計上しました。

第一項建設改良費は二千九百七十四万七千円で、主なものは、第一節工事請負費の矢沢地区配水管布設替工事費千二万千円、第二節委託料の水道事業経営戦略改定業務委託料八百九十四万三千円であります。

第三項企業債償還金は四千百四十四万七千円を計上しました。

以上、資本的収入及び支出について説明いたしましたが、収入が支出に対して不足する額六千七百七十一万八千円は、内部留保資金等で対応するものであります。

令和八年度藤崎町水道事業会計予算案については以上であります。

○副委員長（五十嵐 忍君）

収入支出予算の説明が終わりました。

これから収入支出全般について質疑を行います。質疑は簡潔明瞭にお願いいたします。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数はですね、約二百六十二ページの資本的収入及び支出のほうの建設改良費、矢沢地区配水管布設替え、これが千万円ほどになっているんですけども、矢沢地区、老朽化に伴うものなのか、あるいはまた融雪溝といいますかそういうものなのか。布設替えの理由と工事の概要を説明していただきたい。

○副委員長（五十嵐 忍君）

上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤康文君）

矢沢地区の配水管布設替工事費ですけども、今、委員おっしゃったとおり、こちらは融雪溝の工事に伴って水道管が邪魔になりますので、これを移動するための工事でございます。場所につきましては、昨日、建設課長からもあったように、今年度まで工事をしていたところの続きの工事という形になります。

以上です。

○副委員長（五十嵐 忍君）

ほかに。浅利委員。

○浅利直志委員

それで、関連して質問することをお許し願いたいと思います。

来年度に、いわゆる送水管というよりも配水管ですね。その老朽化が一番激しいからここからやろうというような、ここから管の取替えや、そういうものも含めてやろうとかというような計画はないんですか、その辺、この予算上どこかに表れているんでしょうか。

○副委員長（五十嵐 忍君）

関連を認めます。上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤康文君）

はい、老朽管の更新に関しましては、今年度の予算で盛っております基本事業計画等の見直しのほうで計画をしているところでございますが、まだ計画そのものが出来上がっておりませんので、この地区からやるかということは現在申し上げることはできません。

ただ、昨年当初予算の説明のときでも申し上げましたけれども、古い管から取り替えるということではなくて、藤崎町には現在約百二十キロの管が布設されてございまして、これを全部やるとなると百二十億円、大体必要という概算が出ております。そのために、全部をやるのではなくて、耐震化を含めて重要配管というものを設定いたしまして、その重要な部分から管の更新をやっていくということを、令和八年度から計画していきたいと思っております。今年度基本事業等の見直しの事業等をやっておりますが、ここから出てきましたデータを基に、令和八年度はそういった議論を深めていきたいと考えております。

以上です。

○副委員長（五十嵐 忍君）

浅利委員。

○浅利直志委員

そのようなお答えについては、昨年度のときにも表明なさっていたと思うんです。

それで、そうしますと計画ができたならやる、また、それが今年なんだというお話に承ったのですけれども、でも、現場を知っている人は、いや、あそこが一番古いよとか、あるいは下水道でね、上水道台帳でもそれなりに布設の年度ぐらひは分かっているはずでありますよね。

ですからいわゆる基本計画で重要配管といいますか、そこから手をつけていくんだということは普通でも分かること

なんで、現場として、水道課の現場の話としてね、いや、あそことあそこぐらいは早めにやらなくちゃというような話は水道課なりではないんですかあるんですか。その辺どうでしょう。

○副委員長（五十嵐 忍君）

上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤康文君）

布設の年度等が分かっておりますので、老朽管についてのデータはございます。ただ、それを古いから例えば漏水が起きるということでもございません。それよりも布設年度が新しいけれども漏水が起こっている箇所等もございます。要は大規模な漏水にどうやって対応していくかということになるかと思いますが、布設年度の古さによって老朽管のほうを布設替えしていくという計画は今のところございません。

以上です。

○副委員長（五十嵐 忍君）

ほかに質疑ございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

課長のおっしゃるのは分かるんですけども、いずれにしてもその布設の年度だけじゃなくて、状況といいますか、曲がり具合といいますか。そういうのにもいろいろ左右されますので、令和八年度、今年度には計画やデータをお持ちしてやっていきたいということは尊重したいと思います。

それで、次のことなんですけれども、ページ数は二百五十八ページ、支出の修繕費、その中のメーター取替工事費七百八十四万円というのは分かります。その下の交換用メーター修繕費という、これにも四百七十一万円ほどかかっているんですけども、この内容というか、個数といいますか。メーターをリサイクルして使うというような意味合いなの

か。四百七十一万円の交換用メーター修繕費というものはいかなるものなのか、ご説明願いたいと思います。

○副委員長（五十嵐 忍君）

上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤康文君）

これは修繕費という名目ではございますが、実際はメーターを購入するための予算でございます。メーターというのは、私どもの水道課の資産を形成するものになりますので、一旦四条予算のほうで購入する形になります。ただ、四条予算のほうで購入しておきますと、そのまま支出ができませんので、三条予算にこれを鞍替えするために、修繕費用といった形でこちらのほうに持ってくるという、予算化するという形を取っておりますので、修繕するものではなくて、メーター購入費というふうにご理解いただいてよろしいかと思えます。

以上です。

○副委員長（五十嵐 忍君）

ほかに質疑ございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

いや、よく会計操作でそうしているんだというふうにも受け取れるんですけども、休憩でもいいんで、もう一回ちょっと説明してくれませんか。

○副委員長（五十嵐 忍君）

上下水道課長、再度説明をお願いします。

○上下水道課長（佐藤康文君）

メーターは消耗品ではなくて貯蔵品になるので、資産化する必要がありますので、一旦四条予算で購入する必要がご

ございます。ただ、四条予算のままですと、それがそのまま使えないので、修繕費という形で予算化して三条に一度移してから使うということで、修繕料という形で三条に盛っているというものでございます。

以上です。

○副委員長（五十嵐 忍君）

ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（五十嵐 忍君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第二十号令和八年度藤崎町下水道事業会計予算案を議題とします。

収入支出予算の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤康文君）

それでは、議案第二十号令和八年度藤崎町下水道事業会計予算案の概要について説明させていただきます。

恐れ入ります。予算書の二百九十一ページをご覧ください。

まず、収益的収入及び支出の収入についてであります。

第一款下水道事業収益は五億九千五百六十四万千円を計上しました。

第一項営業収益は二億千二百七十一万八千円で、主なものは、第一目下水道使用料が公共下水道、農集合わせて一億九千二百二十万円。

第二目雨水処理負担金が公共下水道、農集合わせて二千九十七万四千円であります。この雨水処理負担金は、総務省

繰出基準により資本費の一〇％を一般会計から繰り入れるものであります。

二百九十二ページをお開きください。

第二項営業外収益は三億八千二百六十二万千円を計上しました。主なものは、第二目の他会計補助金と第三目の長期前受金戻入であります。他会計補助金は二億三千二百一十一万四千円で、そのうち公共下水道への補助金は基準内が一億五百二十二万二千円、基準外が二百五十三万千円であり、農集排への補助金は、基準内が六千八百六万五千円、基準外が五千六百二十九万六千円であります。長期前受金戻入は、令和八年度減価償却費に係る補助金相当額を収益化するもので、公共下水道分が八千三百六十一万四千円、農集排が六千六百八十八万九千円であり、総額一億五千五万円、失礼しました一億五千五十万三千円であります。

次に、支出についてであります。

二百九十四ページをお開きください。

下水道事業費用は五億九千五百六十四万千円を計上しました。

第一項営業費用は五億四千九百七十六万四千円であります。

第一目管渠費は五千七百万二千円で、その主なものは、第四節委託料のうち、公共下水道の污水管清掃業務委託料の九百二万円、農集排の污水管清掃業務委託料九百万九千円、第六節修繕費の公共下水道下水管渠更生工事費七百八十四万三千円であります。

二百九十五ページをご覧ください。

第二目処理場費は八千六百五十六万五千円を計上しました。この処理場費は、町内七か所の農業集落排水処理施設の維持管理費であり、主なものは、第五節委託料の汚水処理施設維持管理業務委託料二千八百八万円、第六節手数料の汚泥収集運搬手数料四百三万千円などの汚泥の処分に係る費用。

二百九十六ページに移りまして、修繕費の中島地区処理施設機械設備修繕工事費五百六十一万千円、常盤地区処理施設高圧機器更新工事費七百五十七万四千円などであります。

第四目流域下水道維持管理負担金四千八百六十六万四千円は、岩木川流域下水道事業の維持管理費二十一億八千六百八十四万三千円の二・二三％相当の町負担分を計上したものです。

第五目総係費は三千四百三十三万五千円を計上しました。主なものは、第一節給料から二百九十七ページの第五節法定福利費引当金繰入額までの人件費のほか、二百九十八ページの第十二節負担金の飯田林崎処理施設維持管理費負担金三百十六万九千円などあります。

第六目減価償却費は三億二千三百十八万二千円ですが、これは、現金支出を伴わない費用であり、資本的収支の不足額の充当財源である内部留保資金となるものであります。

二百九十九ページをご覧ください。

第二項営業外費用は四千二百七万五千円を計上しました。主なものは第一節企業債の支払利息三千六百七十七万三千円あります。

次に、資本的収入及び支出について説明いたします。

三百一ページをお開きください。

まず、収入についてであります。

第一款資本的収入は二億二千五十万円を計上しました。

第一項企業債第一節下水道事業債が五百七十万円で、これは岩木川流域下水道事業建設負担金に係る流域下水道事業債であります。

第二節資本費平準化債の二億千四百八十万円は、減価償却費と元金償還金との差額分に相当する額であります。

次に、支出についてであります。

三百二ページをお開きください。

第一款資本的支出は四億千五百九十七万八千円を計上しました。主なものは、第一項建設改良費第一目施設改良費は、公共下水道及び農集排の経営戦略策定業務委託にそれぞれ四百二十六万八千円を計上したものであります。

第二目流域下水道建設負担金五百九十六万円は、岩木川流域下水道事業の建設改良費二億九千八百万円の町負担分二・〇%相当を計上したものであります。

第二項企業債償還金は三億九千九百四十八万二千円を計上しました。

以上、資本的収入及び支出について説明いたしましたが、収入が支出に対して不足する額一億九千五百四十七万八千円は、内部留保資金等で対応するものであります。

なお、三百二十二ページをご覧ください。

重要な会計方針に係る事項に関する注記につきまして、下から二行目、令和七年度基準とございますのは、令和八年度の誤りであり、この場でおわびして訂正いたします。

申し訳ございませんでした。

後日、皆様に配布される印刷された予算書におきましては、修正されておりますことから、正誤表は配布いたしませんので、ご承知おきください。よろしく申し上げます。

令和八年度藤崎町下水道事業会計予算案については以上であります。

○副委員長（五十嵐 忍君）

収入支出予算の説明が終わりました。

これから収入支出全般について質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

支出、三百二ページでしょうか。間違っていましたか。ちょっと待ってくださいね。三百二でねえでしたか、今下水道会計、すみません、三百二ページをお願いします。

施設改良費、下水道の経営戦略策定業務委託料に四百二十六万円、農集排の経営戦略策定業務にも、同じく四百二十六万円となっております。それで、経営戦略、あるいは改良戦略といいますか、この農集排の分については分かるんですけども、下水道のほうの経営戦略策定業務の委託料というのはどういう内容を委託していらっしゃるということなんですかお聞きいたします。

○副委員長（五十嵐 忍君）

上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤康文君）

こちらの経営戦略策定業務ですけれども、経営戦略は、財政面での計画ということになります。今後、実は今の農集排をどういうふうに持っていくか、農集排として使うのかそれとも流域に接続するのかということの検討も令和八年度において定めたいと考えております。その際に、実際に工事を進める段になったときに、国への申請、例えば、国庫の申請、あるいは起債の申請を行うときに、この経営戦略が必要条件になってまいります。なので、今のうちにこれを策定するというにしましたものでございます。

下水道におきましても、農集におきましても、その使用料を頂戴して、例えば管の修復等々を行っておりますので、実は一般会計からの繰出しが多いということは、この料金だけでは現在賄えていない状態が続いているものでございます。ですので、このままでいいのかどうかということも含めて検討するのがこの経営戦略の策定の理由でございます。以上です。

○副委員長（五十嵐 忍君）

浅利委員。

○浅利直志委員

農集排の維持管理費の問題だとか、あるいはいわゆる更新の費用、そういうものも計上もされておるし、ただ、農集排を流域下水道につなげるというような計画も必要になっているわけでございます。その点は早い話、十年前からもう話題になっていることだけれども、じゃあそれを農集排のほうをどこのいわゆる例えば矢沢地区にある農集排、矢沢地区というよりも、中島地区でしょうか、そういうのがいいんだと、接続しやすいんだというような地形的な調査だとかそういうのをやる必要もあるし、また、あるんだけれども、この下水道のほうもあわせて同じ程度の委託料を払って調査をしなければならないというところに私は疑問があるんです。ですから、その接続の条件整備といいますか、説明によると財政面での計画も含めてなんだということなんですけれども、下水道の広域的にやっているほうの調査そのものも委託が必要だということの必要性についてよく分からないので、再度説明願いたい。

○副委員長（五十嵐 忍君）

上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤康文君）

流域下水道そのものは県の施設でございますので、委員おっしゃる形になろうかと思えます。ただ、町内を走っております公共下水道の維持ということに関しましては、下水道の使用料からなるもので維持を賄っていくという形になりますので、今後、先ほど来申し上げておりますように、集配の施設を例えば流域に接続するといった場合に、現在の使用料で果たして施設が維持できていくのかということ処理場だけではなくて、公共下水道の町にある管そのものの維持管理ということも含めての検討するための計画ということでございます。

以上です。

○副委員長（五十嵐 忍君）

ほかに質疑ございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

八百万円もかけるわけですから、結果を待ちたいし、期待したいというふうに思っております。

二百九十六ページですね、いわゆる修繕費のところなんですけれども、この中で、中島地区処理施設機械修繕工事費五百六十一万円となっております。これは主にどういう修繕工事なのかということについて、どうでしょうか。

それから、久井名館地区処理施設通報装置更新工事、通報装置、何か前にもやったような記憶があるんですけども、また故障したというようなことなんでしょうか。通報装置の更新工事の内容をお知らせ願いたいです。

○副委員長（五十嵐 忍君）

上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤康文君）

まず、中島地区の修繕につきましてですが、これは処理場の中の上澄み水排出装置、あと曝気攪拌ポンプ、それから自動微細目スクリーン等を交換するための工事でございます。入札になりますのでちょっと細かい金額については割愛させていただきますけれども、この三つ合わせて八百万円になるということでございます。

それから久井名館の通報装置のことですが、おっしゃるとおり、通報装置につきましては、昨年度も別な処理場ですが修繕してございます。この通報装置というのは、異常が出たときに通報してくるための装置でございます、それが不具合を起こしているのが今回修繕するというものでございます。

以上です。

○副委員長（五十嵐 忍君）

ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（五十嵐 忍君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって、予算特別委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

今まで議決いたしました、本案に対する予算特別委員会の報告書については、委員長と本職にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（五十嵐 忍君）

異議なしと認めます。よって、予算特別委員会の報告書は、委員長と本職に一任されることに決定いたしました。

二日間にわたり、予算案の審査に当たられた委員各位のご労苦に敬意を表しますとともに、審査にご協力いただき、感謝申し上げます。

以上をもって、予算特別委員会を閉会いたします。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでした。

閉 会 午前十一時四十六分

委員会条例第二十九条の規定により署名する。

委 員 長 三 上 道 人  
副 委 員 長 五 十 嵐 忍